

宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者にとって手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要不可欠な言語として、大切に育まれてきた。

しかしながら、ろう教育において読唇や発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、手話は言語として認められず、手話を使用できる環境も整えられてこなかった。

そのため、ろう者は必要な情報を得ることも、円滑にコミュニケーションを図ることもできず、日常生活において多くの不便や不安を感じながら暮らしてきた。

近年、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられるようになったものの、社会における手話に対する理解や使用環境の整備は、十分とは言えない状況にある。

こうした中、令和7年6月に「手話施策推進法」が施行され、手話が「重要な意思疎通の手段」であること、また、国や地方公共団体には手話言語の普及や理解促進、環境整備などに取り組む責務があることが明記された。

このようなことから、手話が言語であることを普及し、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づく、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民がお互いを尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を第一言語として使用し、日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。）、

難病その他心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障がい者用意思伝達装置その他障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (5) 合理的な配慮 障がい者が、障がいのない人と同等の権利を行使するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、可能な範囲で最大限提供される配慮をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。

- 2 手話言語の普及は、手話が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行わなければならない。
- 3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を障がい者自らが選択し、利用できることの重要性を市民及び事業者が理解し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進において、必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、その事務又は事業を行うにあたり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の発信に関する施策
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者（手話通訳者等）の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する宇城市障がい者基本計画との整合性を図るとともに、障がい者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努力するものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。